

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 各年度終了時の評価に係る実施要領

平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成 1 8 年 2 月 2 0 日

一部改正：平成 1 9 年 1 月 2 6 日

一部改正：平成 2 0 年 3 月 1 3 日

一部改正：平成 2 1 年 1 月 2 8 日

一部改正：平成 2 2 年 3 月 2 5 日

1 各年度終了時の評価についての検討の前提

(1) 国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえ、自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、このような法人の教育研究の特性に配慮して事後にその状況を評価することとしている。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものでなければならない。また、評価に関する一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。一方で、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように留意する必要がある。

(2) 中期目標期間終了時において、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うにあたっては、評価が各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとなるよう留意する。また、評価結果を次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映することができるものとなるよう留意する。

なお、教育研究の状況については、その特性に配慮して、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。

現在、中期目標期間終了時の評価の在り方については、各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）の結果等も踏まえて、機構と連携を図りつつ、検討を進めている。この評価においては、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること、等を積極的に評価することが考えられる。

(3) 各年度終了時においては、中期目標を実現するために、各法人が自主的に行う業務運営や財務内容の改善・充実等に資するよう、各年度における中期計画の実施状況等に基づいて評価を行う。なお、年度評価においては、中期目標期間終了時の評価と異なり、教育研究の状況についての、機構による評価は実施しないこととなっており、専門的な観点からの評価は行わない。

(4) 年度評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は、各法人が実績報告書に記載した年度計画の実施状況等に基づき、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行う。

2 年度評価の基本方針

- (1) 年度評価においては、主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。また、年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における各法人の自主的な組織及び業務全般の見直しや中期目標期間の評価の基礎になることにも留意する。
- (2) 今後の法人においては、法人化を契機として機動的・戦略的な法人運営の実現を図っていくことが重要であり、①機動的・戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用を図ることや、②法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行うこと等、それに向けた各法人の取組を積極的に支援する観点から、評価においては財務、組織・人事管理等の業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。
- (3) 年度評価は、各法人が定めた中期計画の具体的実施状況の評価を行うものであるが、法人として、中期目標・中期計画の達成に向けて各法人が取り組む必要のある最小限の共通事項も存在しており、別添1に示すこのような事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、評価において取り上げる観点とする。
- なお、指標例は、各事項についてどのような取組が法人の自己点検・評価及び評価委員会の検証作業で取り上げられるかの例を示したもので、一律の評価の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものである。
- (4) 教育研究等の質の向上については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅

れている点を示す。

法人は、教育研究機関としての性格・役割を自ら定め、それに応じた選択を行いながら教育研究上の諸課題に取り組むことが期待されている。評価委員会においては、各法人の特色ある取組の外形的な進捗状況に関して、積極的に取り上げる。

なお、教育研究等に関する具体的な取組については、各法人の自主的な創意工夫により行われるべきものであり（本実施要領3（1）②ア参照）、それらの取組を実績報告書に記載することが期待されるが、各法人の参考として、実績報告において比較的多く見られた事項の例を別添2のとおり示す。

（5）年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。

- ① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、運営の活性化等を目指した各法人における特色ある取組を積極的に評価する。
- ② 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
- ③ 各法人の更なる発展のため、必要に応じ、各法人の自主的な中期目標・中期計画の見直しの検討に資するようなものとする。
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとする。
- ⑤ その他、各法人を取り巻く諸事情を考慮する。

なお、年度評価においては、業務運営や財務内容の改善・充実等の取組を中心に評価することとなるが、これらの取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要がある。

3 年度評価の実施方法

各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認するとともに（項目別評価）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について総合的な評価（全体評価）を行う。

(1) 項目別評価

① 業務運営・財務内容等の状況

(「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目)

ア. 法人による自己評価

i) 各法人は、実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類により事業の実施状況を自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- ・「年度計画を上回って実施している」(Ⅳ)
- ・「年度計画を十分に実施している」(Ⅲ)
- ・「年度計画を十分には実施していない」(Ⅱ)
- ・「年度計画を実施していない」(Ⅰ)

※ 年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは、年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

ii) 各項目ごとの「特記事項」の欄において、

- 1) 法人化のメリットを活用し、運営の活性化等を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- 2) 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営を円滑に進めるための様々な工夫
- 3) 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- 4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じるおそれがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む。)等について自由に記載することができる。

この他、別添1に掲げる観点に関係する取組の状況を記載する。

イ. 評価委員会による検証

「中期目標・中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」との趣旨から、年度計画の記載事項ごとに、自己評価（ウェイト付けを含む）や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 評価委員会による評定

イの検証を踏まえるとともに、特記事項等も勘案し、4つの大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示す。また、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

進捗状況は、以下の5種類により示す。なお、これらの水準は、基本的には各法人の設定した中期計画に対するものであり、相対比較することは意味を持たないことに留意する。

「中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
（評価委員会が特に認める場合）

「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
（すべてⅣまたはⅢ）

「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」
（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

「中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」
（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準については、中期計画の進捗状況を示す際の目安であり、各法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

また、各法人は、項目内の各記載事項について、項目内におけ

る重要性等を勘案してウェイト付けを行うことができる。評価委員会においては、法人がウェイト付けを行った取組について、その重みに応じた評価を行う。

② 教育研究等の質の向上の状況

ア. 法人による自己点検

各法人は、実績報告書において年度計画に係る事業の外形的な進捗状況等を記述式により簡潔に記載する。

また、この項目の「特記事項」の欄において、別添2に掲げる事項例を参考に（大学共同利用機関法人においては、「各年度終了時の評価における大学共同利用機関法人の特性を踏まえた評価の留意事項（審議のまとめ）」に掲げる留意事項も参照のこと）、以下の点について、当該年度の外形的な取組状況を自由に記載することができる。

- i) 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり等を目指した、教育研究活動面における特色ある取組
- ii) 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫
- iii) 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- iv) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）

イ. 評価委員会による事業の進捗状況の確認

各法人の特性等を踏まえ、事業の進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(2) 全体評価

項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して法人の中期

計画の進捗状況全体について、記述式により評価する。

その際、学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取組、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取組及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組等について積極的に評価する。

4 年度評価のスケジュール

- (1) 6月30日まで 各法人は実績報告書(自己点検・評価書)を提出
- (2) 7月～8月 評価チームによる調査・分析
- (3) 8月下旬～9月 評価案の策定
- (4) 9月 評価案に対する意見申し立ての機会の付与
- (5) 9月中下旬 評価委員会総会において、評価結果を決定

5 評価の実施体制

評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、各法人の業務の実績について調査・分析し、評価案を作成する。

調査・分析にあたっては、実績報告書に加え、必要な参考資料を用いるほか、各法人からのヒアリングも実施する。

6 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については各分科会において必要に応じ追加・修正を行う。

また、本実施要領については、各法人を取り巻く諸事情や各事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直し・改善を行う。

年度評価における業務運営等の共通事項に関する観点

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

(指標例)

- ・ 企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
- ・ 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
- ・ 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○ 業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
- ・ 各種会議・全学的委員会等の見直し、管理運営システムのスリム化・効率化等、管理運営の効率化に向けた取組実績

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の90%以上を充足させているか

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 外部有識者の活用状況
- ・ 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

○ 監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 内部監査、監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月閣議決定）、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）及び女性の参画加速プログラム（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）等を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた取組が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定、男女共同参画推進のための組織の設置等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況
- ・ 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況
- ・ 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

(2) 財務内容の改善

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 経費の節減、自己収入の増加、資金の運用に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析の実施とその分析結果の活用状況

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行するとともに、自己点検・評価作業の効率化を図るため、ITの有効活用等により中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、自己点検・評価の作業の効率化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況
- ・ 施設・設備の有効活用の取組状況
- ・ 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）
- ・ 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

(指標例)

- ・ 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備
・ 運用状況
- ・ 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備・運用状況

(5) 各項目共通

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
- ・ 具体的指摘事項に関する対応状況

なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

年度評価における教育研究の事項例

1. 教育方法等の改善

(事項例)

- 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況
- 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況
- 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況
- 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況
- 他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

2. 学生支援の充実

(事項例)

- 学生に対する学習・履修・生活指導・メンタルケアの充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況
- キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況
- 課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

3. 研究活動の推進

(事項例)

- 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況
- 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況
- 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況
- 研究支援体制の充実のための組織的取組状況

4. 全国共同利用の推進

(事項例)

- 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用の取組状況
- 全国共同利用の役割を踏まえた運営・支援体制の整備・機能の状況
- 全国共同利用を活かした人材養成の状況
- 当該大学内外の研究者及び社会に対する全国共同利用に係る情報提供についての取組状況

5. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

(事項例)

- 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況
- 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況
- 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況
- 附属病院、附属学校の機能の充実についての状況

6. その他

- 以上の事項に関する他大学等との連携・協力についての状況